鹿児島県公安委員会告示第98号

平成18年11月28日鹿児島県公安委員会告示第112号（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第２条の表の６の項の上欄の規定により，鹿児島県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めた路線）の全部を次のように改正し，令和２年７月１日から施行する。

令和２年１月７日

鹿児島県公安委員会委員長　　鑪野孝清

路線名	区間
1　一般国道３号	鹿児島県の全域
2　一般国道10号	鹿児島県の全域
3　一般国道58号	鹿児島県の全域
4　一般国道 220号	鹿児島県の全域
5　一般国道 223号	鹿児島県の全域
6　一般国道 225号	全域
7　一般国道 226号	全域
8　一般国道 267号	鹿児島県の全域
9　一般国道 268号	鹿児島県の全域
10　一般国道 269号	鹿児島県の全域
11　一般国道 270号	全域
12　一般国道 328号	全域
13　一般国道 504号	全域
14　県道永吉入佐鹿児島線	鹿児島市内の全域
15　県道栗野加治木線	全域
16　県道国分霧島線	全域
17　県道鹿屋吾平佐多線	全域
18　県道鹿児島加世田線	全域
19　県道鹿児島蒲生線	全域
20　県道鹿児島吉田線	全域
21　県道鹿児島東市来線	全域
22　県道川内加治木線	全域
23　県道指宿鹿児島ｲﾝﾀｰ線	全域
24　県道郡元鹿児島港線	全域
25　県道玉取迫鹿児島港線	全域
26　臨港道路鹿児島港谷山二区中央線	全域

注　一　公布文は二字目から、二行目以後は一字目から書くこと。
二　公布年月日は、三字目から書くこと。
三　条例・規則・訓令・告示の番号は、一字目から書くこと。
四　題名は四字目から、二行目以後も四字目から書くこと。
五　制定文は二字目から、二行目以後は一字目から書くこと。
六　見出しは三字目から、二行目以後は二字目から書き、かつ、その前後を括弧で囲むこと。
七　条及び項は一字目から書き、法文との間は一字空け、二行目以後は二字目から書くこと。
八　号は二字目から書き、法文との間は一字空け、二行目以後は三字目から書くこと。
九　附則は四字目に「附」の字を、六字目に「則」の字を書くこと。